

あって、そうは言っても救急のときに時間がかかるときはどうするんだという問題があるから、こういうふうにしなればいけないわけですが、私はやはり制度上こういうふうにいるいろいろな問題はあったけれども、搬送中にしなればいけないという状況はあるわけですから、これはやはり受け入れるように病院にもしっかりと。今はちょうど管理者でもありますから、要望をしていきたいと思います。

それはもとのもくあみにならないように、しっかりとした計画を立てて、民間が主役で行政がサポートするんだという、これを続けていくということが一番ですよ。そして、民間委託なりNPOなり、行政はスリムになると。ここが私はポイントだと思いますが、そのほかにやはり収納率、これはまず1%上げれば、ご承知のように3,000万円ということですから、これもしっかりとやらなければいけないし、その新たな税については、これは軽自動車税なんかは自由にしていいたいというふうになりそうですよ。今1.2倍まではできますが、1.5ぐらいまでになりそうだというのが、今の自民党の税調と政府税調の話でしょう。

しかし、これは周辺市町村とも考えなければいけないから、こっちが高くして、そっちに車を置いて、あるいは親戚に置いてなんていうことになっちゃ、これは困るわけですから、それはしっかりこれは周辺を見ながら、しかも長井は周辺よりも税は高くしないと。公共料金もなるべく上げないで財政再建をするんだと。そういう市民の皆さんからお約束をして協力を得てきたわけなので、そういった基本的なところを踏まえながら、やはり検討はしていかなければいけないというふうに思います。

以上です。
鈴木良雄議長　ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

蒲生吉夫議員の質問

鈴木良雄議長　休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)(拍手)

17番 蒲生吉夫議員　どうもご苦労さまです。

12月定例議会に通告しております2点について、順次質問をいたしたいと思います。

98年4月から法改正され、新たな児童福祉法が施行されました。改正前の児童福祉法は、保護者の労働や疾病などの理由で、子供が保育に欠ける状況にあるときに、市町村はその子供を保育所に入所させて保育する措置をとらなければならないとしており、自治体が行政処分で子供を保育に欠ける程度に基づき、入所を行政の裁量によってのみ判定され、利用者にとって利用しやすいものになっていないことが指摘されました。

法改正に伴い利用者による保育所の選択が可能となることや、市町村や保育所は保育情報を公開しなければならなくなったこと。同時に、入所希望先に入所できるようになり、満杯の場合は、市町村が設ける公正な選考基準により入所決定されるとし、保育所入所の大きな変化はこのようなことだと思います。

改正児童福祉法第24条第1項において「市町村は保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの

児童を保育所において保育しなければならない」とし、公的保育の責任を明確にしているの
であります。

山形県は、全国に比較しても例外ではなく、少子化の流れの中にあります。また、3世代同居率が高い地域でもありますが、一方では人口の減少傾向とは逆に、核家族化の増加と共稼ぎ世帯比率は全国一位であり、3歳未満児の保育ニーズは高まっていると考えることができます。実態として、はなぞの保育園の入所は、定員90人に対して97人の児童が入所していることあります。こういう状況では、子供が生まれても随時入園できると言いながら、年度中途は入所不可能と言わなければならない状況だと思えます。私は、3歳未満から保育園に入所し子育てしてきた経験からしても、民間の乳幼児施設と公立の施設があって、市民が選択することができる条件は大変重要なことだと考えています。それぞれで特徴のある保育方針を掲げているわけですから、どこでも同じではないと思えます。

このたびの長井市保育条例の一部を改正する案の提案理由は、長井市はなぞの保育園を長井市社会福祉協議会に移管するための提案であります。市内の認可保育園が事業を拡大し、これまで培ってきた保育園経営のノウハウを生かしていくということであれば、3歳未満児を持つ父母の不安は少しは和らぐわけですが、移管先は社会福祉協議会の定款の変更をして、新たな経営のようで不安があるのも当然だと思いますし、答える必要があると思えます。

その一つは、学童保育の事業はやっているものの、3歳未満の保育園経営のノウハウがないことや、来年度4月1日から90人の定員でテストランもなく、いきなり保育を始めるにはかなりの無理があると考えられることあります。

二つには、先月28日に社会福祉協議会職員の保育士の採用試験をしているようですが、全体の人の体制が未知数なことに加え、園長を含め

4人の市からの派遣と調書の中で書いておりますが、責任だけ負わされるのではかなわないのではないかとと思いますが、いかがでありましょ
うか。

三つには、社会福祉協議会の理事会の組織が今年度団体の役員、例えば各地区の地区長会会長になったので、当て職で理事をしているという方がほとんどで、例えば、近い将来国の補助金の制度が変わり、赤字経営になった場合は連帯して責任を負わなければならないなど、責任を負える体制にあるかわからないことあります。

四つには、会派の研究資料としてはなぞの保育園を受託しようとする定款変更を決める理事会、9月21日11時いいで旅館で開催された会議録を読む限りでは、こういった子育て、保育をしていくかなどの視点での議論が全くされていないことや、理事になっている市の関係者が受託を押しつけようと踏ん張り、受託する側の意見は極めて消極的なことあります。こういった経営する側の姿勢しか見えない中でも、県は認可保育園とすることを考えてよいのでありま
しょうか。

今、4点の不安な点について私の思い違いはないと思いますが、お答えを願いたいと思いま
す。

次に、社会福祉協議会で経営しようとしているはなぞの保育園の認可保育園として取得することについてお聞きいたします。ここでは施設の要件については触れませんが、人的要件についてであります。

理事会の議事録の中で「市からの派遣については、事務局段階で置賜総合支庁との話し合いの中で、当初市の案でも激変緩和措置として、派遣人員を4人より多くする案もあったが、総合支庁からは4名（園長、主任保育士、看護師、栄養士）が妥当との指導を受けたため、4名という案とした。現在、市へ具体的派遣人数を確

+

認しているところであります」ということですが、どのようになっているのでありましょか。そういった人的体制ができなければ、保育園経営としての認可は難しいということなのでありましょか。

このたびのマンパワーが中心の保育施設はなぞの保育園を、17年4月1日より条例から削除しようとする案件は、施設を移管し、保育を委託する団体の人的体制が十分とは言えない段階での私たちの判断は、困難であると言わなければなりません。社会福祉協議会が受託するに足り得るとした根拠をお聞かせを願いたいと思ひます。

次に、はなぞの保育園の施設を長井市社会福祉協議会に土地、建物は無償貸与、ベビーベッドとクーラーなどは無償譲渡との移管に係る説明であります。さらに、長井市保育施設民間委託検討委員会の報告と同様、保育を委託する場合の委託料の積算などを勘案すると、委託後の施設の維持管理経費については、社会福祉協議会の負担とすべきであります」とのことです。社会福祉協議会の受託を決断する理事会における議論は、議長の発言で、議長が定款の改正箇所を見ると設置経営となっている。問題が出た場合、どこまで社協に責任があるのか。例えば農協で問題があった場合のように、理事は責任を負うのか、また、採用試験は市で問題を作成すると説明があったが、運営と経営のどこまで責任を負うのかと言っているのに対しまして、事務局長の答えとしては、県の指導で建物の持ち主は市であり、建物の補修は市が行うという形をとる。覚書で市の責任を明確にしていく。理事の皆さんに協議いただき、収支バランスがとれるよう運営をしていく。事故、建物の補修は、基本は市で対応となり、理事会の責任は農協の場合とは別である。このように答えられ、理事全体から異論なく、補修などは市がするものという理解と前提条件があります。受

託を決定づけた重要な要素となっているのであります。

議会に提出された民間移管に関する説明資料とは全く違った見解になっていると思いますが、どのように理解をしたらよいかをお聞かせを願ひたいと思ひます。ちなみに社会福祉協議会が県の方に認可保育所の申請をする際に、この理事会議事録を添付され、保管されるものと考えられます。

はなぞの保育園は、昭和55年に事業が開始されてから、幾度となく補修を繰り返してきた経過があります。24年経過した建物であり、今後ますます手をかけなければならなくなると思われます。

先ほど触れましたように、経営面において農協の理事などとは違って、社会福祉協議会の理事は責任を負わなくてもよいのでありましょか。そうだとしたら、だれがはなぞの保育園の経営に責任を持つのでありましょか。事故などがあった場合、派遣で賄おうとしている園長が、その責任を負うことになるのでありましょか。ご見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、施設を移管しようとしている、また3歳未満児保育を委託しようとしている相手特定して社会福祉法人長井市社会福祉協議会なのか理解できません。就学前保育事業をやっている保育園で、社会福祉法人であれば理解するにしても簡単ではございませんが、なぜノウハウのない、しかも見積り合わせもしないで相手を特定するのでありますか。

県内には多くの社会福祉法人があります。長井市内にも、ほかにも社会福祉法人があるわけですから、長井市社会福祉協議会に特定することは問題があると思ひれます。特に、施設の補修は市が責任を持つなれば、経営を任せてくれという社会福祉法人は手を挙げると思ひます。長井市社会福祉協議会と特定した理由について

お答えを願いたいと思います。

次に、はなぞの保育園の民間委託について、市の要望調書の父母の会から市への要望と思われる中で、次のように言っております。「どの地域にあっても、子供や親のライフラインとして保育園には保証しなければならない条件がある」と考える。」ちょっと語呂が合いませんが、書いてあったとおりに読みますので。「民間化が「ブーム」のように行われるのではなく、その地域の親子の現状をしっかりと見据え、行政の役割と適正な分担のもとに検討されることが望ましい。子育てにお金がかかるのは当たり前のはずなのに、財源が確保できないとの理由から、すぐに民間に委託するのはいかなものか。この重要な問題について、2度の説明会だけでは不十分。周知徹底し、じっくり考える意味からも、来年4月の実施を先送りすることが望ましいのではないか」ということに対して市の回答は「はなぞの保育園が長井市社会福祉協議会に移管されても、現在の保育サービスを維持し、運営されていくものであります。財源が確保できないための社会福祉協議会への移管ではなく、国の三位一体の改革に呼応した保育施策であります」と答えていますが、検討委員会からの報告は、「国が進める三位一体の改革により、公立保育園の運営の財源的な柱とも言える国、県の運営費負担金が平成16年度から廃止されることになりました。本市の平成16年度の事業費に対するその影響額は、7,864万円となっています。一方、民設民営化をスピードアップさせる必要があります」としているようですが、財源の問題ではないとしたら、市が答えている「国の三位一体改革に呼応した保育施策」とは煙に巻かれるような言葉ですが、何を言っているのでしょうか、ご説明をお願いしたいと思います。

2番目の項に移ります。「市民の安全確保のため、歩道・自歩道などの表示を」についてお

訪ねいたします。

私は、雨が降ったり雪が降ったり寒すぎたりするときは除き、地域内はできるだけ自転車で移動するように心がけています。地域的には、幸いにして県道には片側ですが、自歩道が設置されていますし、いわゆる歩行者専用の歩道というのが設置されていませんので、どのように自転車を走らせればよいかは簡単明瞭で、わかりやすい状況であります。

しかし、中央地区内は、どこを自転車で走ればよいか判断が極めて難しいと思います。具体的に、私が市役所までの道のりを二つのルートで到達しようとするときのことを考えてみたいと思います。

谷地橋までは一緒です。橋を渡るときには自歩道の方を渡らなければなりません。まずここで問題が発生をします。ときどき車道の左端を車が後ろにつながらのを気にせず走る方がおられます。まず無事に橋を渡り終え、長井工業前を通り、うめや十日町店までは片側歩道がありますが、ここは車道の左端を通るのが正しいと思います。右折して歩道のない長井病院前を通り、すぐそのままでの上の交差点を左折します。役所前は歩道を走って到達をします。

もう一つの道のりは、谷地橋から右折し、車道左端を走り、米沢ヤクルトさんの前を通り、日本防災工業さんを左折し真っすぐ進み、ストウヤさんまでは車道の左端を走ります。右折し、あやめ交番前から中央十字路を左折し、役所前まで比較的幅がある歩道を走って到達します。私は、これが自転車の場合、安全な走り方と思っていますが、あっているかどうかは自信のないところでもあります。

最近の事故の傾向は、近くの人同士の事故。要するに近くの人が近くの人を傷つける傾向にあると言われております。特に、免許制度がない自転車については、手軽に乗れますが風が吹けばあおられますし、交通ルールの訓練も積ま

+

れていないこともあり、どこを自転車で走ればよいかわかりにくいのだと思います。自歩道については、ところどころ看板で表示されていますが、圧倒的に少数です。

いただいた資料によりますと、長井市内の自転車歩道通行の路線延長は、片側で24区間3万8,855メートル、両側で16区間2万3,620メートルとなっているようです。

そこで建設課長にお聞きいたしますが、自歩道ということで標識と呼ぶのか看板と呼ぶのかわかりませんが、高い位置にあるようであります。道路管理上、自転車、歩行者が安全に利用できるような表示になっているのでありましようか。市内のどの程度の箇所に表示されているかを、とらえている範囲でお答えを願いたいと思います。

次に、市民課長にお聞きします。自転車は、自歩道の場合は当然そこを走らなければならないわけですが、歩道であっても一定度の幅が確保されていれば車道の状態にもよりますが、自転車は歩道を走った方が安全に走れるということもあるのではないかと思います。市民が安全に生活しやすいようにする必要があります。自転車が走ってよい歩道なのかどうかを調査し、歩道にじかに表示をすることが最もわかりやすい方法ではないかと考えています。冬場に実態の調査をし、関係機関と調整しながら、来年の雪解けには実施されるようであればよいと思っています。ご見解をいただきたいと思います。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えしながら、私の見解も述べさせていただきます。

まず、何で社会福祉協議会でないといけなのかと、一般公募しないのかと、こういうお話ですが、大きく三つあると思いますが、一つは

建設事業費に対する補助金の返還という問題があります。公立保育所を民設民営の民間施設とするためには、現在の市の保育所設置条例を廃止して普通財産に変更し、市にかわって施設を使用して認可保育所を運営する民間の法人または個人に譲渡または貸与し、乳幼児の保育についても委託をしなければならないと思います。

市の保育所設置条例を廃止する場合、建設当時に交付された建設事業費に対する補助金の返還、この問題をクリアするためには、施設を地方公共団体または社会福祉法人に無償で譲渡または貸与し、同事業を継続する方がいいと思っております。

市内には学童クラブを含めた保育に携っている社会福祉法人が、現在のところは長井市社会福祉協議会をいれて2法人ありますが、もう一つの方は運営規模を拡大したところ、今以上の規模拡大は、土地や資金、そういう問題等もあるし、望まないという回答がありました。したがって、まずこの条件をクリアするためには、社会福祉協議会に無償で貸与し、委託する方法がいいと思ったところであります。この条件がありますから、私は一般公募にはなじまない。

2番目、やはり社会福祉協議会の理事、評議委員は、地域の代表、各社会福祉団体の代表、あるいは学識経験者で構成されておりまして、地域の社会福祉の推進を目指しており、公平性、信頼性があると思います。これが第2の理由であります。

第3は、堅実な経営を心がけていただいているので、経営がしっかり安定しているというふうに思います。

では、なぜ保育所を民間に公立でと、こういうお話ですが、民間にできるものを民間にというのが、これは改革の大前提であります。三位一体改革もそうであります。国もそうあります。やはりその大前提を考え、民間の認可保育所も30年前は社会福祉協議会だけでやってい

たわけでありませんが、これが順次しっかりと成長をして、頑張っって運営をしておられる。いずれも保護者からの信望が厚く、公立に引けをとらない適切な運営をしておられますから、民間に移管しても、今の時期は立派に運営していただけというふうに確信をしております。

保育園経営のノウハウがない社会福祉協議会ではないかと。なぜだということではありますが、行政が保育施設の運営を始めるときに、保育に関するノウハウが最初からあったわけではありませぬ。しかし、30年前は社会福祉協議会がやっていたわけでありませぬから、これは時代の変革期に新規参入も必要でありますし、改革が必要だというしっかりとした理念があれば十分だと、私は思っております。保育士の方は、国家資格を持っております。さらに、社会福祉協議会で試験を実施いたしますから、優秀な人、経験も加味しながら選んでいけば大丈夫ではないかと。なお、3月には採用予定の保育士の皆さんに対して、社会福祉協議会でしっかりした研修会を開催してもらおうという方向で万全を期したいと思います。

保護者の皆さんのお話であります、2回ではだめだと。先送りしろと。どうも改革に反対なさる方は常に先送りであります、長井市に関しては。8月上旬と9月上旬の2回、保護者説明会をさせていただきました。90数名全員の方のうち、1回目はお忙しくて25名、しかし、2回目は50名を超えられたと、過半数を超えられたとお聞きしております。

議会からまず審議をしていただかなければいけません、議会から審議をしていただいております。認めをいただき、社会福祉協議会の試験が済めば、これはしっかりとわかっていただけたと思っております。もし必要ならば、助役や福祉事務所長、必要ならば私でも結構であります、具体的なものになれば今まで以上に経験の深い長谷部助役や福祉事務所長でさらに説明会を開かせてい

ただいて、ご理解をいただくつもりであります。

この社会福祉協議会が保育施設運営にあたって保育方針がないのではないかと、提案されていないのではないかとというようなお話であります、議員ご承知のとおり、第四次長井市基本計画でも、しっかりとそのことが盛り込まれておりますし、山形県に提出しました長井市の保育計画がございます。これはもし必要ならば、福祉事務所長から概要なり詳しく申し上げますが、こういった市の保育方針を継承してもらい、保育所運営に当たっていただければ大丈夫ではないかと思っております。

それから事務局長の言葉で、経営が責任がないと言っているが、責任は一体だれだと。農協とどう違うかと、こういうお話であります、この理事会の中で社会福祉協議会の会長さんが議長を務めていただいております、例えば農協で問題があった場合に、理事はどこまで責任が問われるのかという質問に答えた中では、事務局長は前段で保育単価に応じた、これは運営費についてありますが、委託金の範囲内で責任はもちろんあるんだと。さらに、理事の皆さんに協議をしていただいております、収支バランスがとれるような運営をしていく。したがって、理事会の責任は農協の場合とは別であると。職員の給与は、市の6割程度ということですから、採用時に説明し、納得してもらおう必要があると考えていると、こう言っております、経営に責任はないんだということは申していないというふうに言っております。

社会福祉協議会の理事の皆さんは、農協の理事の皆さんのように報酬をもらっているわけではありませぬし、農協の場合と別であるという、そういった意味のことでありませぬ、例えば建物の修繕について最初お話がありませぬが、これは原則的にまず小規模なものは、当然施設運営費から支出するものであります。ただ、大規模修繕に関しましては、現在国や県の補助が4

+

分の3あります。しかしこれも三位一体の改革、補助金の改革の中で、これから先どうなるかについてはまだ確たるものではありません。しかし、国や県とこれまでであったことでもありますから、今後協議をしながら、最終的には大規模修繕については市が責任を負うということであり、つまり、当然委託契約をお願いしている市の責任もございしますが、運営そのものの責任については、運営の主体は社会福祉協議会が持つわけでありますから、そこで責任をしっかりと明確にしていきたいというふうに思っております。

以上でありまして、あと詳細につきましては福祉事務所長から申し上げます。2番の問題については建設課長、市民課長から申し上げます。

鈴木良雄議長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 私の方から、運営方針がどうなのかということですが、先ほど市長が述べたとおりに、急に運営方針が変わりますと、今いらっしゃる子供たち、保護者が不安ということになりますので、当面長井市の基本方針である「輝かしい未来に向かって生き生きと躍動する子供」ということ。それから、はなぞの保育園の運営方針である、来るべき世代を担う児童が、心身ともに健やかに育っていくための環境づくり、施設運営の充実を図るため、次のような重点目標を定め、児童福祉政策を推進する。1番目、児童福祉の理念を保育の基本とし、健全な児童福祉の向上に努める。2. 地域社会のニーズに呼応した施設づくりに努める。3. 保育内容の充実とともに……。

(「そこわかっているからいい。読まなくて」と呼ぶ者あり)

宇津木正紀福祉事務所長 四つほどあります。

それから、2点目でございますが、市の方の押しつけではないかというふうなことでございますが、市長と助役から会長さんの方をお願いをしたところ、会長さんとしては、今社会福祉協議会では、高齢者の部分とか障害者の部分の

ケアはなっているんだけど、児童の部分で学童しかないんで、そちら辺をもっと子供たちにも、児童の部分にも社会福祉協議会としては力を入れながら、小さい子供からお年寄りまでの全体の地域福祉の推進を進めたいのだというふうなご意向がございまして、引き受けていただくということになってございます。

それからもう1点でございますが、今、市では子育て支援センターをはなぞの保育園に配置しながら、はなぞの保育園のお母さん方、またはお父さん方の相談にも応じております。はなぞの保育園以外の方にも当然子育て支援してございますが、これからも市の職員を子育て支援の方に派遣をしていただきながら、はなぞの保育園のお母さんについてもご相談に乗れるように、私どもとしては市長、助役をお願いして、進めていきたいというふうに思っておりますので、そういうサポートもできるのではないかとということをお願いさせていただきます。

以上であります。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 市民の交通安全の確保のための歩道、自歩道などの表示につきましてお答えさせていただきたいと存じます。

10月29日に中道百間道路で、自転車に乗ったお年寄りに車が追突し、死亡事故が発生しました。原因は、車を運転した方が前方不注視により追突したものでありますが、自転車が歩道を走っていたら避けられた事故ではないかというふうに思います。

議員からお話のあったように、自転車、歩行者道として指定されているのは40区間62.5キロメートル、6万2,500メートル余りでございます。指定の方法は、原則として幅員2メートル50以上の歩道で、交通量の状況を調査の上、公安委員会が指定することになっております。指定されますと、自歩道の標識が設置をされ、供用とされます。路面に白線などで表示すること

があるわけですが、長井警察署交通課にお伺いしたところ、山形県では降雪により路面が見えない期間があることから、規制標識としての効果がなくなるために、実施はしていないということでした。標識は、看板あるいは地面に白線で書く場合にあっては、規制標識につきましても設置者は公安委員会ということになります。このために、高齢者の事故が非常に多いというふうな現状でございますから、少しでも事故が少なくなりますように、交通問題研究会にお話をしながら、標識の増設あるいは路面表示につきましても、公安委員会の方に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木良雄議長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 それでは私の方からは、自転車歩行者道を明確にするため、標識や路面表示をできないかというようなご質問でございます。

一部市民課長からお答えあったと思うのですが、道路標識や路面表示につきましては2種類ございまして、道路管理者が行う道路法上の警戒標識と、それから道路交通法によります規制標識などの公安委員会が表示する行為とがございます。

また、指定する道路としましては、道路管理者が行う指定道路としては、自転車専用道路や自転車歩行者専用道路などについては、これは道路管理者が指定できることになっておりますが、ご質問の道路の一部を自転車歩行者のみの通行を認めるには、これは道路交通法による交通規制となるため、標識や路面表示については公安委員会の設置となるところであります。

公安委員会が設置する規制標識などにつきましては、占用申請などの手続が省略されまして、道路管理者の方には通知等はございませんので、標識の本数等については承知しておりません。

ですから、今後、道路標識などの設置要望をこれから強く働きかけるのが一番得策かと思いますが、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 二つ目の道路の市民の安全の確保については、それぞれに交通問題研究会などで対策を講じていくということでありますから、事故のなくなるようにそれぞれに手だてをお願いしたいなというふうに思います。

はなぞの保育園の移管の問題ですが、一つは答えられていない部分があります。財源の問題ではないというふうに親の会の方に答えていたという部分について、ならば三位一体というその中身はどういうことなのかと。その抽象的なところはどういうことなのかということで、ちょうどその資料に書いてあったので質問したのですが、まず福祉事務所長、その部分について漏れている部分をひとつお答えください。

鈴木良雄議長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

父母の会の会長さんは、財源確保をできないから、そういうことで民営化をするのはどうかというふうなお話でしたが、私どもの方の説明としては、長井市の行政改革の一環としてこれは行っているものであるということで説明しております。8月3日に保健センターで行われました説明会から申し上げているのですが、長井市のこれまでの行革のお話を若い人たちにもわかるようにこのような形でできて、長井市では調理場、斎場に次ぐ保育施設の民営化ということで、これは市の基本方針ということできておりますということをお答えしているところでございます。

以上であります。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 そういうふうに答えていますが、我々には違いますよ。財源の問題で

すよ。議会の方に説明しているのは、財源の問題なんです。だから、民営化しなければならないと。中間報告を持っていますか。福祉事務所長、持っていますね。去年の9月10日に厚生常任委員会の協議会のときに出したものです。あとは、2004年のことしの5月か6月か忘れましたが、6月議会の前だったと思いますけれども、検討委員会からの報告というのがありますね。この検討委員会というのは、なかなか市内の立派な人ばかりいて、こういう財源の問題も検討できるメンバーが全部入っているんですね。そこでこういう文書を出しているのですよ。財源の問題です。そこは財源の問題ではないのですか、では。そこをもう1回。

鈴木良雄議長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

この長井市の財政問題が前段としてございまして、それで行政改革が必要だということを保護者の方に説明しまして、それを受けて民営化ということが進められてきているということをお話ししたところでございます。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 そういうことを聞いているのではなくて、こういうふうに報告書では言っているのでしょうか。国が進める三位一体の改革により、公立保育園の運営の財源的な柱とも言える国、県の運営費負担金が、平成16年度から廃止されることになりました。本市の平成16年度の事業に対する影響額は7,864万円となっていますと、こういうことでしょうか。一方、民設民営の場合には、認可保育所に対する国、県の運営費の負担はそのまま継続されると。だから民営化しなければならないんだと。大前提をそこに置いているのですよ。そうでしょうか。そういうふうには書いていますよね、その報告書には。私はおかしいなと思ってね。財源の問題でないって言うけれども、私も財源の問題ではないような気がするのですね。

私の持っている資料で、1月20日付の自治財政局財政課長の内簡の発出文書で、当月21日に開催された都道府県財政課長会議を通じて周知している基準財政収入額に算入される予定の所得譲与税は、人口を基準として配分されるが、市町村における平成16年度に見込まれる所得譲与税額と現年度の公立保育所運営費負担金相当額と比較した場合、発生する過不足については交付税額に吸収される。このため一般財源化に伴い、市町村において公立保育所運営にかかわる財源不足は発生することはない。こんなにちゃんと答えているのです。それぞれの県の代表者が出てきて検討している中身なんです。だけれども、今回の民営化というのは、私、何が何でも民営化だめだなんて言っていないですよ。ちゃんと根拠を示さないとうまくないんだと思います。議会には財源の問題だと言っているのですよ。さっき読んだところ、説明したとおり。父母の会には財源の問題ではないと言っているのですよ。それも説明会は、どうも話を聞いたところによると、父母の会のボランティアで運動会前だったので草むしりをしていて。みんな汗だくになったのか、雨が降ってぬれたか私はわかりませんが、そのときの後の方で15分間一方的な説明があったと。こういうふうに聞いているのです。意見のやりとりがそこであったとはとても思えないですけども、説明していることが違うんじゃないですかと言っているのよ。そこはどうなんですか。財源の問題ではないのですか、やはり。すると、我々に説明していたこの文書というのは、おかしなことになりますよ。これは今回のやつですよ。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 財源等基本的な考え方についてですからお許しをいただきたいと思います。これは、全部公立の保育所で今のとおり守っていかうということになれば、ちょうど私の選挙のときでありました。70名の方を全員40数万円の

給料を払っていったら幾らになるかと計算していただいた。議員の方にもいただいたんですね。5億数千万になったのですよ。800万円近くになったのですよ。そして、運営費収入は1億四、五千万だったかな。これはやはり、これだけ民間が育ってきて、民間でできることは民間でというふうになったら、やはり順次できるところから民間にするべきではないかと。こういう私を支援していただいた議員の皆さん、あるいは多くの皆さんがそれをやって、その話は個人演説会でも私はしたと思います。何でも民営化する、そこがだから財源の大きいに関係があるという話ですよ。ご理解が願えないから言っているんです。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 市長は私の質問を理解していないようなので、いいですけども、そこはそこで。

私は、説明する人によって、場所によって言い方を変えるのはうまくないって言っているのよ。そのことだけ言っているのよ。

あと、保育を委託しようとする社会福祉協議会がノウハウがないなんていうことはないんだと。30年前はやってきたんじゃないかと。それは30年前はそうだと思います。保育所として発足したときには、何人入ったかわかりません。現在移管しようとするれば、90人はそっくり行かなくて、3歳以上のところに行く人もいますよ。それはね。学童保育と決定的に違うわけですから。ゼロ歳児からとミルクを飲む人がいるでしょう。離乳食を食べる人がいるでしょう。離乳食もすり鉢ですったり、ねりねりを食べる人がいるでしょう。刻んだような細かいのを食べる人がいるでしょう。あと普通食に近い人がいるでしょう。こういうような中で保育が行われるわけで、これは理事会の中身を読んでいったら、とても心配で預けられませんか。この中

身では。保育のことに触れていないですもの、できるという。私は、なぜ特定したかという市長の答えもおかしいと思う。社会福祉法人で、慈光園が持っている何て言っていましたか、社会福祉法人がありますね。リバーヒル何かと、いわゆる老健施設を運営している社会福祉法人がありますね。そういうところには看護師も担当する医者も、そして保母も栄養士も調理師も全部そろっているのですよ、人の体制は。同じなんです。その意味では、私は民営化するのだったら、公募すればいいんじゃないですか。手を挙げると思いますよ。長井市内だけしか私は聞かなかつたんじゃないかと思うんですね。市外で、県内で福祉法人で、大規模改修の場合には、全部市が責任を持ってくれるよというふうであったら、手を挙げる人はいっぱいいると思います。

そこでお聞きしますが、認可保育園のこういうところというのは、今年度から星の子ベビーホームと、白山保育園が認可されましたね。合計の人数は何人だか忘れましたが、90プラス30くらいだったと思うのですが、そういうところも条件は同じなんですね、認可保育園として。そういうところが古くなってきましたので、どうか市の方でお願いしますよと。白ゆり保育園はもちろんです。その前からのなぞの保育園よりも古いわけですから、5年くらい古いと思います。そういうところを責任を持って市がやっていくのですか。同じように扱えるのですか。福祉事務所長、その辺は事務的にどう考えましたか。市長、答えますか。時間を見てやりますから、ちょっと答えも簡単にしてください。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 質問を長々とやるからね。その半分ぐらいでやりますよ。

それは、職員の皆さんが全くの素人を雇うなんていう話じゃありませんよ。今まで臨時でやられた方を中心に、しっかりと選考して行って

+

やるんですから、経験者ですよ。どこかから持ってくるわけじゃありませんよ。

それから、ちょっとこれ議員おかしいと思ったのは、市外にも広げて、こういう状況だったら市内の皆さんでやるべきでしょう、これは。それは市民の合意だと思いますよ。十分にやります。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 長井市社会福祉協議会というのは、市がとても深く関与できるところなんですね。だから、今のような発言が市長の発言として出てくるのですよ。現在市の臨時でやっている人を中心に採用するというのでしょうか。関与したのですか、今回28日に採用したわけですけども。深く関与できるような組織なんじゃないですか。一般公募したらなぜ臨時でいた人、全部81人が応募があったと言ったでしょう。その中から十何人ですか、18人ぐらい選ぶのですか。なぜ、では現在臨時でいた人を中心に雇うなんて、そんな発言が出てくるのですか。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それはそういう人もいらっしゃいますよ。ですから、全くの素人をするような話をなさるから、そういう皆さんもちゃんといえるんだと。それに公平に社会福祉協議会の会長なりそれで選考するから大丈夫ですと申し上げているのです。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 福祉事務所長にお伺いしますが、市からの4人の派遣を見込んで、この議事録が県の方の認可申請をするための申請書の方についていきますよね。我々のいただいた資料によりますと、丁寧に年齢まで書いていますね。園長は55歳、主任保育母は50歳、看護師が44歳、栄養士が50歳と、こう書いていますね。私たちがいただいた資料です、これ。それで、そういうふうに派遣することが前提条件になり

ますか、認可の。

鈴木良雄議長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

まず1点目の年齢であります、これはまだ仮の申請ということで、仮にというふうな年齢でありまして、正式には4月1日に認可になるわけですから、それまでには属人名をつけて、資格証をつけて提出するということになりますので、それまでには仮のものだというふうにお伺いしているところです。

それから、もう1点については……。

(「4人の派遣が前提条件になるかどうかという」と呼ぶ者あり)

宇津木正紀福祉事務所長 それについては前提条件とはなりません。ただ、これまでの保育というものはなぞの保育園で市でしてきたわけですから、それに順調にスムーズな移行ができるようにということで市の方で考えさせていただいて、県の方と打診して協議しているところの人数であります。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 保育園を新たに興そうとするときには、最初少人数から興すのですよね。だけど、これはいきなり90人から私は始めなければならないと思うのです。私はかなり大変だなと思っているのですけれども、4人市から派遣されるのは、派遣された人間だけが責任を負わされる可能性が極めて高いなと思っているので、責任とれるような人が行けばいいわけですが、前提条件ではないということですね。認可されるのには前提条件ではないと。しかし、栄養士というのは必要なんでしょうかね。市の条例では置くようになっているようですがね。もうちょっとこの辺は、議事録では派遣するような理事会の議事録、9月21日のを読んでいくと、本当は全員が望ましいのだけれども、だけど、職員組合との話でうまくいきそうにないから、4人だけの派遣でいくようにしたいという

ことで、県の方から指導があったというふうに理事会の議事録では言っているのですね。私はやはり、これがそのまま生きてくるのではないかというふうに思うのです。いずれ後で県の方に聞いてみますけれども、ここは、こういう責任を持つ体制にないとまずいんじゃないですかというふうに私は思うのですね。だから、みんなベテランぞろいだという。それは当たり前の話ですよ。保母の資格をみんな持っているわけ、そういう人を採用するわけだから、まったく経験ない人なんていないわけで、そういう試験を通るなら通るなりに、実習もきちんと積んできているわけですし、そんなことは当たり前の話です。

もうちょっと中間報告のところからでも議論したいところなのですが、こここの部分ではできそうもありませんので、余りかみ合わない部分が多くて、その4人のところというのは、私は県の方にこういうふうに言っていて、だから認可するときというのは、県の方は福祉法人の会議は全部そうなんですけれども、事細かに見るんですよ、こういうのを。すると、運営するときにはこれは違うぞとなれば、認可はいつの時点でするかかわからないけれども、ことし運営している星の子ベビーホームと星の子保育園と白山保育園さんは、3月18日に申請して認可になっているのですよね。これはぎりぎりにやるのだと思うんです。その前に調整をするのだと思いますね。その意味では、これでいいとなっているのかどうかね。もしいなければいけないでしょうがないところ、採用した中でやれというふうになるのだと思います。臨時の職員も、多分雇うのですね。足りないですから。18人採用したって、それでは90人では足りないですね。一人で見られるのはゼロ歳児であれば3人というふうになっているわけですから、足りないと思います、年齢構成がどういうふうになるかわかりませんが、その場合、そこで福祉協議会もまた

臨時職員を雇うのじゃないですか、不安定雇用の。

先ほどあったように、市の保育園でも臨時職員を継続して雇っていくというふうになるのですね。私は、大変だなと思うのですよ、そういう意味では、その辺、どういうふうに考えているかね。人の体制ですよ、やはり。マンパワーの職場ですから。その上、人の体制というのは、こんなものは福祉協議会が考えればいいことだと、やはり言えないでしょう。今から委託しようとするところは、福祉事務所長がやはりそこは事務的話をしているのでしょから、お答え願いたいと思います。

鈴木良雄議長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 4人の職員の派遣の件ですが、県の方から市としてはもう少し多くの派遣をしていきたいという考えを申し上げたのですが、指導的立場にあるものでないと民営とは言わないというふうな指導を受けました。それで、調理師さんではなくて栄養士さんの方が指導的立場にあるんだというふうな県の見解でした。

あと、園長さんと、それから主任、それから栄養士と、あとはなぞの保育園自体には看護師の法的な縛りってないのですが、ただ、やはり8月3日に行われました保護者会の方からいろいろ不安とか要望が出ました。その中で、看護師は配置してほしいという要望がありましたので、ぜひ看護師さんの方もこの4人の中に入れてどうでしょうかと県の方に伺ったところ、それは指導的立場にあるからよろしいでしょうというようなお答えをいただきまして、4人ということでございまして、もっと派遣したかったのですが、そのような人数ということになったこととさせていただきます。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 この部分については、一般質問ですから、大まかなところを質問させ

+

ていただきました。予算委員会もありますし、私は常任委員会でもいろいろ質疑したいところがありますので、今度はもうちょっと細部になってきます。

今回の問題というのは、いわゆる市の債務負担行為などに予算を組まないうちに、社会福祉協議会が28日に採用試験をしているのですよね。採用試験をしているのですよ。委託すると決定していないうちに採用試験をしているんですね。どうかわからないけれども、もしならなかった場合にどうするんでしょうね、これ。職場をやめる覚悟で来るわけなのでね。

時間を守ります。あと、別の機会にすることにいたしまして、私の質問はここまでにしますので、よろしくお願いします。

高橋孝夫議員の質問

+

鈴木良雄議長 次に、順位4番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)(拍手)

11番 高橋孝夫議員 ご苦労さまでございます。本日は私が最後でありますので、おつき合いをいただきたいと思います。

私は、適正な市政運営と市民生活の向上を願いながら、一般質問を行います。通告しております「市の保育行政について」順次質問申し上げますので、簡潔で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

前の質問者と質問内容が重複する場合がありますと思いますが、ぜひご了承をいただき、答弁いただきますようお願いをいたします。なお、通告しております(7)については、後日に質問させていただきますので、本日は省略させていただきます。

本定例会に、議案第73号、長井市保育所設置

条例の一部改正案が提案をされています。内容は、「はなぞの保育園を長井市社会福祉協議会に移管をするためのもの」とされています。私は、この提案については多くの疑問を感じます。特に、長井市が就学前の幼児や児童の育ちをどうしていくのか、どう保障し責任を持っていくのかといった基本的な部分が全くと言っていいほど示されていない中で、これまで行政が嘗々と担ってきたゼロ歳児から3歳未満児を対象とした保育所である「はなぞの保育園」を、社会福祉協議会に移管をするという提案は、十分な検討を尽くさなければならないし、輕輕に判断できる問題ではないと考えます。そういう意味で、以下具体的にお伺いいたします。

第1点目は、なぜ「はなぞの保育園」なのかについてです。11月24日の厚生常任委員会協議会で示されました「保育施設の民間移管に関する説明資料」によりますと、民間移管の経過の項で「平成12年10月に長井市行財政改革推進委員会から、長井市行財政改革に関する答申書を提出いただいた。その中の「保育園の運営について」において、下記のとおり答申がありました。」として、答申書を示しています。引用しますと、「清水保育園の老朽化に伴う改築の話があるが、清水保育園が廃止をされても、最近の新生児出生数から見て、保育等を必要とする幼児数は、市内のほかの幼稚園や保育園で十分吸収できるものと考えられる。ほかの民間幼稚園や保育園の定員の充足率も勘案した場合、新たな保育施設の建設費と人件費などの運営経費をかけるまでもなく、長井市の幼児保育については民間主体の形態に移行すべきである。」というものであります。

そして、説明資料では、「この答申を受けて、市の行財政改革を推進するために、はなぞの保育園の運営を民間主体の形態に移行することを予定するものです」と示しています。

そして、平成12年11月に策定されました「長

+